

# 平成27年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成27年3月10日(火曜日)

## 議事日程 第1号

平成27年3月10日(火曜日) 午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議長諸報告  |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表   |
| 日程第 5 | 発議第 1号 議員派遣の件について  |
| 日程第 6 | 発議第 2号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて   |
| 日程第 8 | 議案第 1号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について   |
| 日程第 9 | 議案第 2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について   |
| 日程第10 | 議案第 3号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について  |
| 日程第11 | 議案第 4号 みなかみ町営前中原土地改良事業計画の概要を定めることについて  |
| 日程第12 | 議案第 5号 町道路線の廃止について   |
|       | 議案第 6号 町道路線の認定について   |
| 日程第13 | 議案第 7号 みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第14 | 議案第 8号 みなかみ町自家用有償バス運行基金条例を廃止する条例について   |
| 日程第15 | 議案第 9号 みなかみ町墓地条例について   |
| 日程第16 | 議案第10号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について   |
|       | 議案第11号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について  |
|       | 議案第12号 みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について                          |
| 日程第17 | 議案第13号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
|       | 議案第14号 みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第15号 みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する条例について  |
|       | 議案第16号 みなかみ町立認定こども園条例について  |

	議案第17号	みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
日程第19	議案第18号	みなかみ町子育て支援条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第19号	オリ根アメニティパーク維持管理基金条例を廃止する条例について
日程第21	議案第20号	みなかみ町鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第21号	みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について
	議案第22号	みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例について
	議案第23号	みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例について
	議案第24号	みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について
	議案第25号	みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例について
	議案第26号	みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について
	議案第27号	みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例について
	議案第28号	みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例について
	議案第29号	みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第30号	みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第31号	みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第32号	みなかみ町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について
	議案第33号	みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第34号	みなかみ町教育環境整備基金条例を廃止する条例について
日程第27	議案第35号	指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑）
	議案第36号	指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 水上デイサービスセンター）
	議案第37号	指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 新治ふれあいセンター）
	議案第38号	指定管理者の指定について（みなかみ町福祉センター）
日程第28	議案第39号	平成27年度みなかみ町一般会計予算について
	議案第40号	平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
	議案第41号	平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第42号	平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
	議案第43号	平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

- 議案第44号 平成27年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第29 議案第45号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第30 議案第46号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第47号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第48号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第49号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 一般質問
- ◇ 林 一彦 君 . . . 1. 町道合瀬～入須川線林道の整備
- 

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

会議録署名議員

6番	林誠行君	15番	久保秀雄君
----	------	-----	-------

---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋正次	書記	本間泉
書記	田村勝		

---

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	増田伸之君
総合政策課長	増田和也君	税務課長	中島直之君
会計課長	篠田朗君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	上田宜実君	生活水道課長	高橋孝一君
農政課長	原澤志利君	観光課長	澤浦厚子君
まちづくり交流課長	宮崎育雄君	地域整備課長	石田洋一君
教育課長	岡田宏一君	水上支所長	高野一男君
新治支所長	田村良一君		

## 開 会

午前9時 開会

議 長（河合生博君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりお忙しいところ定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成27年第1回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（河合生博君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

岸良昌町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 3月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員ご参集賜り厚く感謝申し上げます。

この間、議員各位におかれては、閉会中とはいいながら、それぞれの委員会並びに特別委員会を頻繁に開催され、また幅広く多くの研修会への参加や調査のため出張されるなど、地方分権時代に要請されている議会の役割を意識され、大変熱心に活動されていることに改めて敬意と御礼を申し上げます。

ことは例年にまして降雪量が多く、町としても適切な除雪に努めてきたことであります。3月も中旬となり、気温も上昇し始め雪解けも待ち遠しく、春ももう少しというところまできております。

さて、みなかみ町ビジョン検討委員会が議員の代表にも参加いただき、昨年1月より非常に熱心に、かつ積極的に我が町の将来像について検討されています。

答申を受けまして、今後、理想を現実に落とし込む具体的計画や事業計画に組み立ていく作業が必要となってまいります。この間、地方創生の方向性を検討する必要もあり、この間の検討状況を踏まえ、地方創生総合戦略の検討の中に取り込むことといたしております。ビジョンには極めて積極的な将来の提言がなされており、既に住民の方の期待も高まったおり、今後の展開が注目されている状況にあると承知しているところであります。

さて、昨年の衆議院解散直前にまち・ひと・しごと創生法が制定され、みなかみ町では11月にみなかみ幸せ創生本部を立ち上げ、当面の必要経費について11月の臨時議会でご決定いただいており、法に基づく総合戦略の検討を開始しているところであります。

先般、利根郡町村会長である川場村長の手配により、石破地方創生担当大臣との懇談の機会を得ました。2月13日に利根沼田5市町村長全員で内閣府地方創生本部を訪ね、大臣と約束の時間30分を超過して45分にわたる意見交換をさせていただきました。

この中で石破大臣は、地方創生であって地方再生ではないとの話がありました。これは

過去と同じことをしていても効果が少ない。住民全員が現状を明確に認識し、一致して対処することができる内容を明確化して総合戦略に反映する必要があること、あるいは新たな取り組みを意識することが重要であるというご指摘と理解したところであります。

また、法律では各自治体の努力目標ということになっていますが、国としても格段の支援をするので、各自治体の努力で各自治体ごとの独自の地方創生総合戦略を作成することを期待していると、これらの指摘がございました。みなかみ町独自の総合戦略、仮称ですがみなかみ幸せ創生総合戦略、これの作成を急ぐ必要があると強く意識したところであります。

あわせて大臣からは、住民の総意でつくり上げる方法として、なるべく幅広く多くの方に作成に参加してもらうことの必要性も強調しておられたところであります。みなかみ町では先ほど申し上げましたまちづくりビジョン策定委員会、あるいは利根商業高等学校の教育委員会のもとに設置されている高等学校教育研究会に有識者であるとか、あるいはまちづくりに非常に活発に活動されている町民の方に参加いただいております。これらの方から総合戦略の原案に対してご意見をいただくということで、幅広い意見をみなかみ幸せ創生総合戦略に反映できるのではないかと考えているところであります。

創生担当大臣との懇談結果を踏まえまして、利根沼田全市町村長とともに先日3月5日でございますが、自民党本部を訪問いたしました。二階総務会長、河村自民党地方創生実行統合本部長、党の幹部と懇談させていただき、また国会内を訪ね、林議会運営委員長のアドバイスもいただいたところであります。

利根沼田の各市町村が特徴や資源を生かした地域づくりを進めながら、連携して周遊できる条件や情報の発信に努め、交流人口を増加させる施策の構成が重要と考えられます。利根沼田で地方創生特区を新設し、一つ一つの事業については、個別事業のモデル例として展開していく方法が可能なのではないかというアドバイスもいただいたところであります。利根沼田全体としての地域振興の取り組みの骨格を構成する必要があるのではないかと感じているところであります。

次に、交流についてでございますが、交流協定を結んでおります台南市の頼清徳市長が2月28日に来日され、台湾南部の5人の市長、知事とともに東京での台湾観光展示会に出席され、その後、3月3日にみなかみ町に来町され、その際には議会からもご参加いただき意見交換をすることができました。4日には、町内の農業による地域振興について調査され、午後には群馬県知事との懇談がございました。この点については上毛新聞等で報道されており、既に議員各位もご存じのことと存じます。

台南市長とは現在、台南市へ派遣中のみなかみ町職員の派遣期間を1年延長することを考えておりますが、台南市からもみなかみ町に職員を派遣するように、市長に要請したところであります。市長とは観光交流や農業振興を含め、さらに両自治体の連携を強化することで合意しております。

次に、取手市との交流でありますけれども、現在、たくみの里でつるし雛が展示されております。これは伝統のある取手市のつるし雛が交流の中からみなかみの季節を飾る風物となったものであります。関連して先日に取手市を訪ね、伝統のひな人形並びにつるし雛

を鑑賞する機会を得ました。そのときでございますが、取手のゆめあかり3・11が開催されており、これにも参加することができました。東日本大震災の折、南相馬市から取手市に避難されていた方を慰めるために開始されたとお聞きしましたが、ボランティア約200名の参加で1万2,000個のキャンドルに火がともされておりました。みなかみキャンドルナイトの飾りつけもなされおり、みなかみ町からのスタッフも手伝っておりましたが、開始時点にはみなかみ町からの指導で開始されたという話を聞き、双方の交流が市民、町民レベルで深まっているということに感激したところであります。

交流自治体としましては、台南市、取手市以外にもさいたま市、中野区等があります。これまでも議員各位におかれましては、積極的に交流事業に参加いただき感謝しているところであります。それとともに、それぞれの都市の特徴を生かしながら、今後ともさらに交流を深めていくことがみなかみ町の活性化につながるものと期待しているところであります。

諸点についてお話しさせていただきましたが、いずれにいたしましても地方創生は住民の総意をもって自治体の責任で自主的、自立的に取り組む、このことが基本であり、将来を見据え、自分たちの地域や町をいかに魅力ある地域として作り上げていくか、自己の責任で取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

折しも今年にはみなかみ町新設10周年を迎えます。10月の記念式典を中心に各種のイベントを計画しており、順次、具体化してきております。全ての町にかかわる人々の力を合わせ、協働して将来に向かっていく契機とすることが重要と考えているところであります。

議員各位におかれましては、町民を代表して住民の総意での今後のまちづくりの方向性を審議決定し、それを進めていかれる責任と責務を有していらっしゃいます。私も責任者として効果的な執行に当たっていく責務を負っております。将来の町のあるべき姿を議会とともに意見交換し住民の総意を構成しながら、町に住む全ての方が幸せを感じ、安心安全に生活できるまちづくりにまい進してまいります。

今議会に提案しました案件は、条例改正が28件、平成27年度当初予算案6件、補正予算が5件、その他10件と、ご検討や審議いただく案件が大変多くなっております。後ほど順次説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

## 開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（河合生博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名をいたします。

6番 林 誠 行 君

15番 久 保 秀 雄 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（河合生博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月10日より3月20日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月10日より3月20日までの11日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議長（河合生博君） 日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降の主な行事について報告を申し上げます。

閉会中とはいえ大変多くの諸行事があり、副議長を初め、各委員長、各委員の参加をお願いいたしましてご協力いただきましたことを申し添えます。

初めに、12月は各スキー場の安全祈願祭に各議員の皆様方にご参加をいただき、シーズン中の安全と多くの入客を祈願いたしましたかにもありまして、本年の入り込み客は大繁盛となったことをご報告いたします。

12月25日、利根郡町村議会議長会臨時会が開催され、昭和村議会議員選挙の結果、藤井議長から高橋昇三議長に交代されたことにより、利根郡町村議会議長会の会長は片品村議会議長の飯塚議長、会長代行には川場村の吉野議長に決定をいたしました。

1月6日、平成27年群馬県議会新春交流会が県庁展望ホールにおいて開催され、その後、マーキュリーホテルで上毛新聞社新年交歓会が開催され、国会議員を初め多くの関係者、団体等で盛会でありました。平成27年新年を迎えた以降、各種団体の新年会、芸能大会、芸能発表会等に参加いたしました。

2月3日、福島県西会津町議会運営委員会、2月5日、高知県梶原町議会の視察を受け

入れまして、地域の活性化、議員報酬についての当町の取り組みを話しました。

2月24日、平成27年第1回利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議会が開催され、広域圏の新年度歳入、歳出予算が20億2,485万円で可決いたしました。その後、27年第1回利根沼田学校組合定例議会が開催され、利根郡みなかみ町布施の鈴木和雄氏が利根沼田学校組合教育長に任命をされ、同意いたしました。また、利根沼田学校組合の一般会計歳入歳出予算5億6,250万円が上程され、承認いたしました。

3月3日から4日まで、平成25年に友好協定を結びました台湾の台南市の頼市長、市政府顧問、農業局長、台湾BSテレビ、中華日報等の多くの人たちを迎えることができました。訪問してくださった人たちが全てみなかみ町の自然景観、関わった人たち全てを気に入ってくださり、好きになっていただきましたことをご報告いたします。

3月5日から6日、衆議院第二会館において、議会運営委員会でまち・ひと・しごと創生本部の大屋内閣官房、観光庁地域振興部の水口推進官、農林水産省の今野課長補佐の3名が講演をしてくださり、国の27年度予算の傾向とみなかみ町で取り組める課題等を研修させていただきました。

その他の日程は議会事務局で閲覧してくださるようお願いいたします。

以上で、議長諸報告を終わります。

#### 日程第4 請願・陳情文書表

議長（河合生博君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（河合生博君） 以上、文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

#### 日程第5 発議第1号 議員派遣の件について

議長（河合生博君） 日程第5、発議第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり、議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6 発議第2号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第6、発議第2号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

9番阿部賢一君。

（9番 阿部賢一君登壇）

9番（阿部賢一君） 発議第2号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、地方自治法第121条第1項が、議会の審議に必要な説明のために議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない者が教育委員長から教育長に改正されました。その改正に伴い、委員会条例も同様に改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて発議第2号の質疑を終結いたします。

これより発議第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

原澤議員。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 発議第2号について反対討論を行います。

昨年6月の教育委員会の制度を定める法律の改変に伴うものでありますが、この改変に伴って教育委員会の条例、規則が変わったり、それに関連するものが変えられるというふうな手続になっていると思います。

教育委員制度は戦前の教育統制というものの反省をして政治からの独立、自主性を保障するものとして発足しました。今回の改変に伴って教育長を市長が任命することになります。教育長を市町村長が任命するという事は、教育委員会の自主性が損なわれる心配があります。それで、反対をいたします。

教育委員制度については、町の教育に関しての最高意思決定機関として、その権限をこれからもますます発揮することを願って、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて発議第2号の討論を終結いたします。

発議第2号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、発議第2号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（河合生博君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として平成24年よりご活躍いただいておりますみなかみ町藤原3534番地2の山崎健次さんが、平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局から後任委員の推薦がきております。

つきましては、山崎さんは人格、識見にすぐれ、人権擁護委員として適任であります。引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

諮問第1号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第8 議案第1号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について

議長(河合生博君) 日程第8、議案第1号、利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第1号についてご説明申し上げます。

平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長が設置されることとなります。現行の教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、改正後の教育長は教育委員会の構成員ではありますが委員ではないため、教育委員会の構成員が原則5人の委員から原則教育長と4人の委員となります。

今回、組合規定の一部変更は、これにあわせて変更しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

原澤君。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 議案第1号の反対討論を行います。

地方教育行政法が昨年6月に改変されたことに伴うものであるというふうに思っております。

今回の改変によりまして、教育長が新しく加えられるというふうなことになります。教育委員会は、お互いに互選により教育委員長を従来は選出しておりました。そうしたことが今回の改変によりまして教育長が任命されるというふうなことで、教育委員会の自主性が損なわれるのではないかというふうな心配があります。

教育委員会が当局より独立して自主性を発揮しながら、その権限をこれからも発揮する

ことを願って、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。

議案第1号、利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第1号、利根沼田学校組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（河合生博君） 日程第9、議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります東毛広域市町村圏振興整備組合、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織されております。これが平成27年3月31日限りで解散するため、組合規則の一部を変更する必要があるものです。

地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり、群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 続いて、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第3号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（河合生博君） 日程第10、議案第3号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

平成22年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律、これに基づきまして本みなかみ町はいわゆる過疎地域に指定されました。過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けられるようになったところであります。

この特別措置を受けるためには過疎地域自立促進計画の策定が必要でありまして、本町では平成22年度から平成27年度の6年間を期間といたしますみなかみ町過疎地域自立促進計画を策定しております。新たに必要となった事業に対して過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けるためには、当該事業を計画の中に位置づけることが必要で、このため現行の計画を変更しようとするものであります。

主な変更点といたしましては、教育の振興施策に月夜野中学校体育館耐震化事業を、地域文化の振興施策に名胡桃城址保存整備事業を追加するものです。また、既存計画の事業内容等について事業数量の変更による軽微な変更をあわせて行おうとするものであります。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、群馬県が定めます群馬県過疎地域自立促進方針に基づき群馬県との協議を既に行っておりますが、同じく同第6条の規定により、自立促進計画について議会の議決を得る必要がありますので、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第11 議案第4号 みなかみ町営前中原土地改良事業計画の概要を定めることについて

議長(河合生博君) 日程第11、議案第4号、みなかみ町営前中原土地改良事業計画の概要を定めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第4号についてご説明申し上げます。

みなかみ町月夜野字真澤及び小川字前中原、並びに小川字水沼の一部を区域とした区画整理について、関係者との協議が整いましたので、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要がございます。

つきましては、別紙の土地改良事業計画の概要により町営前中原地区土地改良事業として実施いたしたく、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、みなかみ町営前中原土地改良事業計画の概要を定めることについてを採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町営前中原土地改良事業計画の概要を定めることについては、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第5号 町道路線の廃止について

議案第6号 町道路線の認定について

議長(河合生博君) 日程第12、議案第5号、町道路線の廃止についてから、議案第6号、町道路線の認定についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第5号、第6号につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第5号でございますが、月夜野地区9路線、水上地区1路線、新治地区3路線の合計13路線、総延長3,516.5メートルを廃止するものであります。

次の6号議案は、月夜野地区8路線、水上地区3路線の合計11路線、総延長3,138.1メートルを町道として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑はございませんか。

原澤君。

13番(原澤良輝君) 廃止路線のほうなんですけれども、T-2187路線、N-1021、1022の現状と、それからN-2344は反対側から道路がきているんですけれども、これを廃止した後はどうなるのか。

議長(河合生博君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) お答えいたします。

最初のTのほうがちよっと聞こえなかったんですけれども。

13番(原澤良輝君) 2187です。

地域整備課長(石田洋一君) 前澤線でしょうか。

13番(原澤良輝君) はい。

地域整備課長(石田洋一君) 前澤線につきましては、県土木の砂防事業によりまして、これが砂防計画の堰堤の中の工事に入りましたことによりまして、実際の用途がなされないというこ

とで廃止になっております。

それからN-1021、1022、こちらにつきましては、道路網からあわせて全体を今少しずつ見直しして現地確認を行ったところ、現地に道路としての形態をなしていないということが確認され、公図上にも道路として路線が入っていないということから、今回廃止という形をとらせていただきたいということで提案しております。

それから、N-2344でございます。これは大峰山の中継局に上がっていく国有林野内の道路にございまして、これを併用として認定しておりましたが、現在、ゲート等も締まっておりまして、町等で活用するような状況ではなく、21年度に既に国への返還が行われていたということで、その部分の補正という形で今回廃止という形で提案しております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 認定のほうなんですけど、一番最後のページでありますけれども、2638、これが新しく認定をされています。自分の承知するところでは、駅の下の鹿野沢のバードゴルフ場というか、そこのところかと思えます。

それで、ここは町有地になっているかなど、そんなふうには思っております。そして現在、両サイドを駐車場として利用していると、こういう実態があるかと思えます。その道路と駐車場等とのかかわり方について、何かあれば説明をいただきたいと思えます。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） ご指摘のとおり、これは既に道路としての利用がなされておりました、認定がなかったと。これは鹿野沢会館等に入ったりするのに、これが有効な道として地域でも非常に使われているものであって、今回、これが認定されていなかったということが確認されましたので、町有地の中にあるということでありましたけれども、駐車場という形で地域の利用が大きいということで、どうしてもこれは認定しなければならないだろうということで、今回上げさせております。

以上です。

議長（河合生博君） 今の久保議員の質問は議案第6号でしょう。今は議案第5号なんですよ。

ほかにございませんか。

鈴木議員。

3番（鈴木初夫君） T-2187というのが、これについては勝浜沢の砂防堰堤をつくったので、今廃止という話なんですけれども、これは地元のほうでは理解しているのか。また、この近くに災害が起きている場所があって、それを将来直していただきたいというような要望もあるかと思えます。この関係について地元のほうの話し合いはできているのか、それを聞きたいと思えます。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） この部分につきましては、工事の中にあるということで、砂防地域に入っているということで既に形態をなしていないということで、こちらのほうで判断いたしました。地域については、この部分について延長は短いのですが、確認をとっております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

次に、議案第6号について質疑はございませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） T-1648と1649なんですけれども、これは新規に道路をつくるということなんですか。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） 原澤議員のご質問にお答えいたします。

1648、真政線、こちらにつきましては、先に認定を行って今後事業を開始するというので、新たな道路としての認定を行って事業の実施をしていきたいということで認定しております。

それから、1649でございますが、これに伴いまして南部体育館の裏の町道から今の踏切を渡って師方面につながっているのですが、その踏切を新たに北側に移す道路と一緒に踏切が計画されますことから、計画上はこの踏切を閉めるということで、この町道が連携されないという形で新しい踏切方面に町道が連携するという形で、新たに出水3号線を認定したいということで提案しております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 先ほどは失礼しました。

それで、先ほど答弁をいただいたんですけれども、現在、町道としてあるわけですが、相当数を利用していると。それで、両サイドについても、あそこはバードゴルフ場があって両サイドを駐車場としても大変利用していると。こういう実態から見て、現状はそのままいくのかどうか。

それともう一つは、鹿野沢の会館に入っていくと。こういうことから近々何か舗装だとか、そういう改良工事を考えているのか等々もあれば、聞かせていただきたいと思います。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） お答えいたします。

この地区の道路につきましては、舗装等がされていないので、今後、新年度で舗装するような計画で現在進行しております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第7号 みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第13、議案第7号、みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第7号についてご説明申し上げます。

行政手続法の一部を改正する法律、これが平成27年4月1日から施行されます。この法律の改正によりまして要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる、いわゆる行政指導の中止等の求め、この手続、あるいは法令に違反する事実の是正のための処

分または行政指導を求めることができる処分等の求め、これらの手続が新設されております。

一方では、地方公共団体の機関が行う処分に対しては、法第3条3項で適用されないということになっております。同時に法律の第46条において、地方公共団体は同法の趣旨ののっとり条例等で必要な措置を講ずることとされております。

これらのために行政指導の中止等を求めることが可能となるよう、みなかみ町行政手続条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第8号 みなかみ町自家用有償バス運行基金条例を廃止する条例について

議長（河合生博君） 日程第14、議案第8号、みなかみ町自家用有償バス運行基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

みなかみ町自家用有償バス運行基金条例は、平成24年3月定例議会におきましてご議決賜り、平成24年度から一般会計予算にして基金の管理を行っております。平成25年度決算時点で基金残高が47万8,100円ございましたが、平成26年度の自家用有償バス運行事業を執行する中で基金残高がなくなることから、今回基金条例を廃止しようと

するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町自家用有償バス運行基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町自家用有償バス運行基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第9号 みなかみ町墓地条例について

議長（河合生博君） 日程第15、議案第9号、みなかみ町墓地条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

みなかみ町有墓地条例、これは平成17年のみなかみ町条例第119号でございますが、これを全部改正し、条例名称もみなかみ町墓地条例とする改正であります。墓地設置より50年余りが経過し、現状の条例では今後の維持管理に支障を来すおそれがありますので、墓地の継承を容易とするための範囲の拡大、墓地環境維持のための負担、及び万が一、継承者が不明となった場合の許可の取り消し等の適切な維持管理ができるよう、条例の全部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑ございませんか。

議長（河合生博君） 久保君。

15番(久保秀雄君) 15番久保であります。

第5条第1項、使用の資格ということで、みなかみ町に住所を有する者と、こういう項を設けております。5条の但し書きで、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではないと、こういうことが書いてあります。

昨今の状況を見ると少子化と。子供が大変少なくなってきた、自分の家のお墓を守るといふ数も少なくなっています。そして、町内に住んでいた人が町外に移転していくと、こういうことも数多くあるかと思えます。

次のページで5年を経過してどうのこうのと、こういうことが書いてありますけれども、この第5条の但し書きはどういうことを趣旨としてというか、目的として適用していくのかなど。その辺のところを教えていただければと思います。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) お答えいたします。

現在、墓地を所有している方について町内使用者が208人ございます。実際に町外使用者が57人となっております、やはり墓地を取得した後、町外に出ている方もおります。これについてはやはり継承すべきものと思っておりますので、それは継承していくということでございます。新規に借りる場合においては、町内の方に限るということで考えております。

特別の理由といたしましては、そういうことで考えております。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号、みなかみ町墓地条例については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町墓地条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第16 議案第10号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について

議案第12号 みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議長（河合生博君） 日程第16、議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第12号、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第10号から第12号まで一括してご説明申し上げます。

まず初めに、議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例であります。介護保険の第一号被保険者の保険料を改正しようとするものであります。第一号被保険者の保険料につきましては、保険者であります市町村が3年ごとに介護保険事業計画の見直しを図り、保険料に反映させることが介護保険法の中で規定されているところであります。

今回のみなかみ町介護保険事業計画の見直しにおきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間における第一号被保険者数、また介護及び介護予防サービスの利用者数や利用料、それに伴う介護給付費等の積み上げを行いまして、事業料を推計し、あわせて団塊の世代が後期高齢者となります2025年を見据えた事業料の推計も、また行ったところであります。その結果、介護保険の利用者数、利用事業料が今後さらに増加することが予想され、それに伴う介護給付費も年々増大することが見込まれます。

また、被保険者のうち65歳以上の人口は、平成31年度までは微増となりますが、第二号被保険者であります40歳から64歳までの人口が減少していくことから、保険料負担は増加するということとなります。

なお、保険料の改定幅につきましては、介護給付準備基金の取り崩しなどにより必要最小限となるように努めたところであります。

あわせて、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うために、保険料の負担区分を9段階としております。

また、低所得者対策としまして介護給付費の公費負担とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料負担の軽減を図ることもしております。

以上が議案第10号の概要であります。

次に、議案第11号及び第12号についてご説明いたします。

両議案とも平成25年に交付された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法でございますが、これの施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省が一律に定めておりました地域包括支援センターの職員等にかかわる基準、指定介護予防支援等にかかわる基準、これらにつきまして市町村の条例で定めるということになっていたため、関係条例を制定しようとするものであります。

まず、議案第11号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を

定める条例につきましては、高齢者の生活を支える総合機関として設置されております地域包括支援センターの基本方針や職員数、運営に関する基準等を定めるものであります。

次に、議案第12号、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、要支援1または2の認定を受けている方への介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所につきまして、サービス提供に当たっての基本方針、人員や運営、効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものであります。

なお、いずれも町の基準を定めるに当たりましては、各基準の項目ごとに厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、標準として定めるもの、基準を参酌するものが示されておりまして、その内容に沿って制定しようとするものであります。

以上、3件を一括してご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑はありませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） 3ページに介護保険の対照表で保険料率があります。従来は6クラスですか、今回は9ともう一つ、2として軽減のところがありますけれども、9だと現在、このクラス別におおよそ何人ぐらいいるのか。それから、新しくは何人ぐらいになるのかというのを教えていただければと思います。

議長（河合生博君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） お答えいたします。

すみません、段階別にそれぞれ的人数でしょうか、旧のときと新のときで。

（発言する声あり）

町民福祉課長（内田 保君） はい。

そうすれば、24年から26年、現在までの段階別の被保険者、これは計画をつくったときの段階なんですけれども、第1段階が……、そうすれば、ちょっと3年のまとめの数字になっておりますので、それでもよろしいでしょうか。それとも、どこかの年度で区切って……。

（「それじゃ26年度で」の声あり）

町民福祉課長（内田 保君） はい。

26年度が第1段階50人、第2段階1,212人、第3段階が1,116人、第4段階が2,645人、第5段階が1,628人、第6段階が396人で、計7,047人。これがこの第5期の計画をつくるときの推計値でございます。

それから、今回の計画を今策定中でございますが、27年度の推計値といたしまして第1段階1,264人、第2段階723人、第3段階が473人、第4段階が1,195人、第5段階が1,281人、第6段階が1,101人、第7段階が616人、第8段階が337人、第9段階が153人で、計7,143人となっております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） 1段階の1,264人の内訳が2のところに行くのかなというふうに思うんですけども、この1,264人の内訳。

議長（河合生博君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） お答えいたします。

第1段階の27年度推計の1,264人、これが条例の改正案のところの（1）に該当するところでございます。年額3万5,300円のところに該当するものでございます。

ただし、この部分につきましては、第3条2項におきまして別枠の公費負担により3万1,700円とするということでございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

次に、議案第12号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第12号、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第12号、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第17 議案第13号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第17、議案第13号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第14号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第13号及び第14号についてご説明申し上げます。

両議案とも厚生労働省が定める指定地域密着型サービスに係る基準等が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、議案第13号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、主な内容としましては、複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改称すること、小規模多機能型居宅介護の登録定員を25人以下から29人以下とすること等であります。

議案第14号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、主な内容としましては、小規模多機能型居宅介護の登録定員を25人以下から29人以下とすること等であります。

なお、いずれも町の基準を定めるに当たりましては、各基準の項目ごとに厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、標準として定めるもの、基準を参酌するものが示されており、その内容に沿って改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑はございませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） 地域密着型のサービスの登録定員が25から29というふうに変ったんですけれども、その主な理由は。

議長（河合生博君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） お答えいたします。

これにつきましては、厚生労働省が定める基準が改正されまして、それにあわせて条例

を改正するものでございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 続いて、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議長（河合生博君） これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決さ

れました。

- 
- 日程第18 議案第15号 みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する条例について  
議案第16号 みなかみ町立認定こども園条例について  
議案第17号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等  
に関する条例について

議長（河合生博君） 日程第18、議案第15号、みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する条例についてから議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第15号から第17号について一括してご説明申し上げます。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定され、この法律と関連する法律に基づきまして幼児期における学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上について積極的に進めていくということにされました。今回、平成27年度より子ども・子育て支援の新制度が本格的に施行されるのに伴い、関連する条例を改正するものであります。

議案第15号の主な改正内容でございますが、関連する7つの条例の一部改正、及び1つの条例の廃止であります。

まず、みなかみ町立保育園条例では、幼保連携型認定こども園が新たに学校及び児童福祉施設として位置づけられることから、新治保育園に係る項の削除などの一部改正であります。

みなかみ町保育児童委託条例では、保育の必要性の認定に関する条例の制定による条例名の改正などの一部改正であります。

みなかみ町学童クラブ設置及び運営に関する条例では、学童クラブという名称を放課後児童クラブに改めるなどの一部改正であります。

みなかみ町学校設置条例では、新法に基づく認定こども園が教育基本法に基づく学校となることから、みなかみ町立新治幼稚園に係る項の削除などについて一部改正するものであります。

みなかみ町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例では、町立幼稚園のほかに町立幼保連携型認定こども園を加えるなどの一部改正であり、みなかみ町学校給食センター条例では、新治幼稚園を新治こども園に改めるものであります。

みなかみ町スクールバスの設置に関する条例では、幼稚園のほかに認定こども園を加えるなどについて一部改正しようとするものであります。

また、みなかみ町立幼稚園条例は、利用者の負担について議案第17号で新たに定めることとなるため廃止しようとするものであります。

議案第16号、みなかみ町立認定こども園条例では、新法に基づきまして幼保連携型認定こども園の設置についてみなかみ町立新治こども園条例を全部改正しようとするものがあります。

次に、議案第17号でございますが、子ども・子育て新法におきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担について、その負担額を町が決定することとなっております、今回、これを定めようとするものであります。なお、本条例制定に伴いまして、みなかみ町立保育園費用徴収条例は廃止するということとなります。

以上、3議案について関連がありますので一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑はございませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） 3ページになるんですけども、学校設置条例の8条のところ町立幼稚園条例が廃止をされます。17年214号ですけども、廃止することになって4月1日から施行ということで、幼稚園がまだ残っているのに廃止してしまって大丈夫なわけですか。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） 幼稚園条例についてのご質問にお答えいたします。

現在、制定されておりますみなかみ町立幼稚園条例につきましては、目的等についてはその内容を有しているわけでございますけれども、本来の規定されている内容につきましては、保育料の徴収についてのものが主なものであり、この部分が今回、議案第17号の中で新たに決定されることによって、この条例の項目がなくなるという形となります。そのため、この条例を廃止させていただくという形となります。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

次に、議案第16号について質疑ありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） こども園条例の制定であります。今、みなかみ町の中に認定こども園、新治のこども園、それから水上のこども園と、そして新たに月夜野地区に設置されようとしています。

先般の全協の中で、教育長のほうから学校の適正配置ということで子供たちの数の推移も示されました。全町で100名前後になっていると、こういうことが示されています。それで、今日まで新治こども園については公立から民営化を図っていくんですけど、こういう大きな方針を立てて今日まで経過してきているかと思えます。

先ほどの話のように、今日の子供の数の推移、こういうものを見ると民営という部分ではなかなか難しいのかなと、率直に自分自身はそう思っております。このこども園の条例

を設置するに当たって、町長の考え方として、これからのこども園の運営のあり方等について、この条例とのかかわりで何かこれからの方針を聞かせていただければと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） この間、にいはるこども園については民営化という大きな方向が出ておりまして、その方向に向かって検討を進めてきたわけでございます。この検討がおくれた一番大きな理由は、今回の改正の前提となっております子ども・子育て一括法、これの制定が当初計画より相当おくれたきたと。認定こども園のあり方についての議論が煮詰まってこなかったという点が1つ大きくございます。したがって、今回、一括法が成立したということをもって、民営化の方向でさらに具体的な検討を進めていきたいと思っております。

その中において全体として子供たちの数が減ってくる。そうすると、子供の数とそれぞれこども園なりの運営のあり方、これらについて緊密なかわりがあると指摘のとおりだと思いますけれども、やはり地域ごとに整備するという点もございまして、基本的原則は今までのとおり、にいはるこども園を民営化していくという方向で検討したいというふうに思っております。

さらに、その段階において適正配置のあり方が次の段階になろうかと思っておりますけれども、これについて検討をする必要があるのか、これも含めて検討したいというふうに思っております。ただし、やはり子供を預けるという形になりますと、町の中において何か所かそれを用意しておくという必要もあろうかと思っております。

まとめて申し上げますと、今までの方針を踏襲して今後とも具体化を検討していきたいと思っておりますけれども、その中で子供の数が減っていくということについても検討の中に入る重要な要因だというふうに認識しております。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

次に、議案第17号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号、みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する条例についてから、議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する条例についてから、議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託するこ

とに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(10時35分 休憩)

---

(10時37分 再開)

議長(河合生博君) これより再開いたします。

---

日程第19 議案第18号 みなかみ町子育て支援条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第19、議案第18号、みなかみ町子育て支援条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第18号についてご説明申し上げます。

本議案につきましても、子ども・子育て支援の新制度が本格的に施行されるに伴い、関連する条例等を改正中の中の一部であります。

平成27年度以降の子育てにかかわる支援計画については、新たに子育て支援基本計画を策定することになることから、条例中の次世代育成支援計画を子育て支援基本計画に改めようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町子育て支援条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町子育て支援条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第19号 奥利根アメニティパーク維持管理基金条例を廃止する条例について

議長（河合生博君） 日程第20、議案第19号、奥利根アメニティパーク維持管理基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

奥利根アメニティパーク維持管理基金条例は、一般廃棄物処理施設の建設、解体及び維持管理等の財源に充てるために制定され、基金は旧水上月夜野新治衛生施設組合から引き継がれてまいりました。平成24年度から財源として計画的に取り崩してきた基金が少額になり、平成26年度で全額を取り崩すことで基金残高がなくなるため、今回廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、奥利根アメニティパーク維持管理基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、奥利根アメニティパーク維持管理基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第21 議案第20号 みなかみ町鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第21、議案第20号、みなかみ町鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第20号についてご説明申し上げます。

みなかみ町鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣による農林水産業等の被害防止を目的に設置されておりまして、町内の鳥獣被害軽減に努めているところであります。実施隊は隊長、副隊長、班長、隊員により構成され、隊長、副隊長は利根沼田猟友会各支部長に担ってもらっております。実施隊の任期を3年から2年に変更し、猟友会各支部の役員任期の2年と一致させ、実施隊の運営を円滑に進めるために改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号 みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について

議案第22号 みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例について

議案第23号 みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例について

議案第24号 みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について

議案第25号 みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例について

議案第26号 みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について

議案第27号 みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例について

議案第28号 みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例について

議案第29号 みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第22、議案第21号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてから、議案第29号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例についてまでの以上9件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第21号から議案第29号まで同等の内容でございますので、一括してご説明申し上げます。

それぞれに規定されております施設の使用料につきましては、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に改正されましたが、その際に使用料の見直しを行わず、形の上では内税として消費税5%を含んだままの使用料という形になっております。

今回、消費税10%への改正が平成29年4月1日まで先延ばしになったという状況を踏まえまして、現利用料金に3%を上乗せした額、すなわち現行の消費税率8%に合った額として改めた額を基準として改めて使用料を設定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 暫時休憩いたします。

（10時45分 休憩）

（10時45分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に戻ります。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について質疑はございませんか。

林君。

6番（林 誠行君） これは先ほどの町長のお話ですと、消費税を納めていたということになっているんですが、消費税法第60条というのがありまして、地方公共団体に対する特例というのがあるようなんですが、一般会計で扱う公共料金には法律で納入しなくてもいいという法律があるようなんです。いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） この間、消費税が3%上がったときにどうすべきかということについての議論はやらせていただきました。

これは、国のほうからも各種の料金については、きちんと消費税を反映させるようにという指導があったところでございますけれども、頻繁に町の施設の使用料の変更をすることともいかなものかなという点と、施設ごとの使用料のあり方についてこの間、検討してまいりました。それぞれの施設ごとの使用料の差については、歴史的経緯、あるいは地域ごとの状況もあり、なかなか統一が難しいという結論をこの間得ておりました。

あわせて10%への消費税の改定というものが既に日程ができておりましたので、その期間内に検討しようということで進めてまいりましたが、先ほど提案理由でご説明したような状況で今回改正しようとするものでございます。

なお、今のご質問の点につきまして、指定管理等を出しております施設の指定管理者からは、施設使用料について他の施設とのバランスもあるので消費税を上げた形で設定したいという要望も、この間伝えられてきたところであります。したがって、改めて検討いたしますけれども、現行の施設管理料において各般の消費税については、必要経費としてかかっているというのが実態でございます。

議 長（河合生博君） 林君。

6 番（林 誠行君） すると、消費税としては納めていないということによろしいですか。

議 長（河合生博君） 総務課長。

総務課長（増田伸之君） 町としては消費税として納めておりません。

以上です。

議 長（河合生博君） ほかにありませんか。

小林君。

5 番（小林 洋君） 確認なんですけれども、今回はとりあえず8%相当までの改定ということでよろしいんですか。

議 長（河合生博君） 総務課長。

総務課長（増田伸之君） そのとおりです。

議 長（河合生博君） ほかにありませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） 21号から9件ばかり同じような形で提案されていると思うんですけれども、そのおのおのの施設の中で消費税として納めている施設があるのかどうか。

議 長（河合生博君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの町長が説明しました議案については、一般会計で直接収入、支出をしているものと、それから指定管理ということで指定管理者に出しているものがございます。当然、指定管理者としましては消費税を納めているということでございます。一般会計直営でやっているものについては、消費税は納めておりません。

以上でございます。

議 長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第22号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第23号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第24号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第25号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第26号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第27号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第28号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。  
これより議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議を認めます。

これより議案第21号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第21号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第22号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第22号、みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第22号、みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第23号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第23号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第23号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第24号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第24号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第24号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第25号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第25号、みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第25号、みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第26号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

原澤君。

13番(原澤良輝君) 議案第26号に反対討論をします。

消費税5%のときも、特例により町営の施設というのは消費税を納めなくてもよいことになっています。今回、昨年4月に消費税が8%になりました。その後、10%になるというふうに予定はされております。

納めていない国の3%分が引き上げの対象になっておりますけれども、納めていないのに値上げをする、便乗値上げではないかというふうに思っております。納めていないのは消費税というふうなことではなくて、実際にどれだけの費用がかかって、どれだけの費用を徴収したらいいのか、そういうふうな立場から検討するのが筋ではないかというふうに思います。

以上、反対討論といたします。

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第26号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第27号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第27号、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第27号、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第28号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第28号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第28号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第29号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第29号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第29号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

#### 日程第23 議案第30号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第23、議案第30号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第30号についてご説明申し上げます。

平成25年度末までに県内の全市町村において群馬県警察本部と暴力団排除条例の制定及び警察との暴力団排除に関する合意書の締結が行われたことから、小口資金融資制度事業についても県内市町村で暴力団排除の統一的な扱いを実施することとなりました。

また、群馬県では中小企業者への支援策並びに小口資金にかかわる返済負担の軽減策として、制度融資の借りかえ制度及び借りかえ条件の緩和、さらには融資期間の延長の特例措置を実施してきておりますが、景気情勢などを踏まえて平成27年度においても引き続き実施することとなりました。

小口資金融資制度については、群馬県と市町村とが協調して連携するという前提があることから、みなかみ町においても本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第30号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

これより議案第30号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第31号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第24、議案第31号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第31号につきましてご説明申し上げます。

みなかみ町営住宅条例の一部を改正して、公営住宅法第47条の規定に基づき管理代行制度を導入し、町営住宅の管理を群馬県住宅供給公社に代行させることができるようにしようとする改正でございます。

群馬県が設立した群馬県住宅供給公社は、現在、県内公営住宅3万4,109戸のうち2万6,744戸を管理受託しており、県内公営住宅の約8割を受託している状況であります。群馬県住宅供給公社に管理代行を委託することによりまして町営住宅を一体的に管理でき、入居者へのサービス向上を期待するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第31号について質疑はありますか。

阿部君。

9番(阿部賢一君) 住宅供給公社に代行してもらおうというお話なんですけれども、ここに代行してもらおう町にとっての具体的なメリットと、例えば町営住宅のうち賃料を滞納している部分についての代行も含まれるのか、それについて説明をお願いいたします。

議長(河合生博君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 阿部議員の質問にお答えいたします。

メリットということなのですが、現在、地域整備課の職員が管理を行っているわけですが、長寿命化という事業が最近、事業として新たに行っておりまして、やはりこういった建築の事業を行う上では、どうしても建築士等の資格を有する専門的な技術を持っていないと非常に管理していくのが大変だということでありまして、そういった面。また今回、公社に委託するというので24時間体制で管理をしていただくということでございます。

また、先ほどご質問のあった滞納者の関係につきましても、滞納徴収等の事務についても委託することができるということで、裁判等を除きまして委託することができるということでございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25 議案第32号 みなかみ町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について

議案第33号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第25、議案第32号、みなかみ町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてから、議案第33号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第32号から議案第33号についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に交付され、平成27年4月1日から施行されます。その改正に伴います必要な条例

を改正し整備するものであります。

法律改正の趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る等の地方教育制度の改革を行うものであります。

改正の概要は、第一に、教育行政の責任体制の明確化であります。具体的には教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長を置くこと。教育長は首長が議会同意を得て直接任命、罷免を行う。教育長の任期は3年とする。これらのことであります。

第二に、総合教育会議の設置及び教育大綱の策定であります。首長が総合教育会議を設け、教育大綱の策定、教育条件の整備等を重点的に講ずべき施策について、首長と教育委員会が協議調整を行うことであります。

第三として、国の地方公共団体への関与の見直しであります。いじめによる自殺防止等の緊急の必要がある場合、文部科学大臣が教育委員会に対し指示ができることを明確にしました。

まず、関連しまして議案第32号、みなかみ町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてでございますが、今回の法改正によりまして教育長が一般職から特別職に変更になりました。教育長の給与等の条例根拠規定でありました教育公務員特例法第16条が削除されたことにより、新教育長の勤務時間、その他の勤務条件について規定する必要があること、及び職務専念の義務について新たに規定されたため、職務専念の義務免除等の特例を定める必要があり、これらのために条例の制定が必要になりました。

次に、議案第33号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、教育委員長職の廃止による改正、及び教育長が一般職から特別職に変更になったため、特別職としての教育長の給料を定める必要があるための改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第32号について質疑はございませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） 第3条の教育長の職務専念義務の免除についてなんですけれども、どのようなことを想定されているんですか。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えいたします。

一般職員と同じに研修等に職務を免除して行ってもらったり、そういうことが想定されます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

これより議案第32号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

原澤議員。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 議案第32号について反対討論を行います。

教育委員会制度については戦前、国の過度の介入によって教育統制が行われたことを反省して、政治からの独立、自主性を目的に設置されました。教育委員会委員長、それと教育長という二人の教育委員長、教育長とわかりやすいことは確かにあるんですけども、それを整備するというふうなことだけではなくて、やはり教育長を首長、町長が任命するというふうなことになりますと、政治との独立性、中立性というのが心配されます。教育委員会制度自体は町の教育に関する最高の意思決定機関として残されておりますが、その権限がなくなるということが心配されますので、これを最大限に生かされることを願っておりますし、反対討論の理由といたします。

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、みなかみ町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第32号、みなかみ町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例については、可決されました。

---

議長(河合生博君) これより議案第33号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例及びみなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議を認めます。

議案第33号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第33号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

#### 日程第26 議案第34号 みなかみ町教育環境整備基金条例を廃止する条例について

議長(河合生博君) 日程第26、議案第34号、みなかみ町教育環境整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第34号についてご説明申し上げます。

みなかみ町教育環境整備基金は、教育環境整備事業の円滑な推進を図ることを目的に設置されていたものであります。平成17年度のみなかみ町発足時に2億5,000万円の基金があり、新治統合小学校の建設、学校施設耐震設計委託、学校施設耐震工事等に充当したところですが、平成26年度に基金残高がなくなりました。基金の当初の整備事業目的を達成しましたので、本条例を廃止しようとするものでございます。

今後の教育環境の整備につきましては、交付金、起債等を活用し推進してまいります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第34号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

これより議案第34号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、みなかみ町教育環境整備基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、みなかみ町教育環境整備基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第35号 指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑）

議案第36号 指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 水上デイサービスセンター）

議案第37号 指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 新治ふれあいセンター）

議案第38号 指定管理者の指定について（みなかみ町福祉センター）

議長（河合生博君） 日程第27、議案第35号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑）から、議案第38号、指定管理者の指定について（みなかみ町福祉センター）まで、以上4件一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第35号から議案第38号まで指定管理者の指定でございます。一括してご説明申し上げます。

デイサービスセンター関係の4施設につきましては、現在、平成24年4月1日から本年度末の3年間について、みなかみ町社会福祉協議会が指定管理者となり管理を行っているところであります。本年度末をもってその指定管理期間が終了することから、本年1月7日から2月2日までの間、公募を行ったところ、みなかみ町社会福祉協議会1者の応募がありました。

そこで、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を設けまして、審査を行ったところでございます。選定委員会からは指定管理者としての要件を満たしているという報告を受けております。今回、4施設の指定管理者を提案させていただいたものであります。

指定管理期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間。指定管理費用につきましては、現行と同様に支出しないものと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。  
議案第35号について質疑はありませんか。

阿部君。

9番（阿部賢一君） 一括の関連なんですけれども、今回、今まで24年4月1日からの特例で社会福祉協議会が運営していたというふうに理解しているんですけれども、その期限が切れて、この公募した期間というのが1月7日から2月2日ということで、極めて短い期間の公募で、これも結果として客観的に見ても、どこかの事業所が手を挙げようと思ってもなかなか難しいような期間設定のような気がするんですね。言葉はちょっとあれですが、その1者しか手を挙げられないというように考えられるんですけれども、そしてもう少し事前に何らかの説明みたいなのが、あれだけの町民の方も大変利用している施設ですから、担当する委員会なりに多少ご相談があってもよしかったのではないかというふうに思っているんです。この期間、1月7日から約1カ月の期間の公募というのはちょっと無理があるような気がするんですけれども、それについての認識をお願いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） ただいまの説明で誤解があったかもしれません。この4施設について指定管理者を募集するというについては、町報等にも載せておりますし、幅広く公募してまいりました。書類提出期間として1月7日から2月2日という間を設定したということでございます。情報等の提供についてはそれ以前から、このデイサービスセンターの公募ということについては情報を出し、応募に対する条件等の問い合わせが何件かあったところでございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

これより議案第35号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（河合生博君） これより議案第36号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 水上デイサービスセンター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 水上デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（河合生博君） これより議案第37号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 新治ふれあいセンター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所 新治ふれあいセンター）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（河合生博君） これより議案第38号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)は、原案のとおり可決されました。

---

日程第28 議案第39号 平成27年度みなかみ町一般会計予算について

議案第40号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

議案第41号 平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第42号 平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第43号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第44号 平成27年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長(河合生博君) 日程第28、議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第39号から議案第44号まで一括してご説明申し上げます。

議案第39号でございますが、一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,000万円と定めました。対前年比4.1%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費1億5,061万2,000円は、議員報酬、地方議会議員共済会負担金等であります。

2款総務費16億1,390万5,000円では、総務管理費が12億9,326万9,000円で、主な内訳は職員人件費等の6億3,633万1,000円、企画費1億6,177万8,000円、地域振興費9,492万1,000円などあります。また、その他の主なものは徴税費1億8,873万2,000円、戸籍住民基本台帳費8,604万9,000円、選挙費3,540万円あります。

3款民生費30億4,125万5,000円では、社会福祉費が17億3,713万8,0

00円で、主なものは福祉医療費1億6,852万5,000円、障害者福祉費4億3,046万8,000円であります。また、児童福祉費13億407万4,000円は、児童福祉総務費の子育て支援費3,956万円、児童手当費2億4,656万6,000円、保育等施設費の月夜野地区こども園整備支援事業費4億9,000万円、子供のための教育保育給付費2億6,935万1,000円などであります。

4款衛生費11億8,712万2,000円では、予防費1億1,393万3,000円、及び国民健康保険費1億8,174万8,000円等の保健衛生費が4億6,374万1,000円で、奥利根アメニティパーク管理費等の清掃費が6億4,565万7,000円、また水道費が7,772万4,000円であります。

5款労働費1,610万9,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産業費7億2,978万7,000円では、農業費が6億2,018万7,000円で、主なものは農地費の利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1,059万2,000円、小規模農業生産基盤保全整備事業費6,040万3,000円、土地改良借入金償還助成事業費2,882万7,000円等であります。また、林業振興費の有害鳥獣対策費や林道事業費等の林業費は1億960万円であります。

7款商工費6億1,803万1,000円では、工場設置奨励補助金交付事業等の商工費が1億8,454万3,000円で、観光費の4億3,348万8,000円は、観光総務費の観光協会運営費補助事業費3,553万8,000円や観光振興費の観光ICT化促進事業費1,600万円、ググっとぐんま観光キャンペーン事業費3,651万8,000円、観光施設費1億449万3,000円、赤沢スキー場費3,361万4,000円などであります。

8款土木費は20億2,625万4,000円で、道路橋梁費7億9,252万円では道路ストック総点検老朽化対策事業や単独道路補修事業等の道路維持費1億7,193万8,000円、単独道路改良事業町道新設線等の道路新設改良費1億9,726万4,000円、橋梁維持費1億4,517万7,000円、除雪費1億8,338万6,000円などあります。都市計画費10億6,649万8,000円では、主なものは都市計画整備費の新線アクト線整備事業費4億2,700万2,000円、公共下水道費4億6,000万円などあります。住宅費1億4,377万1,000円では、町営住宅長寿命化事業費5,307万6,000円、町営住宅維持管理事業費5,458万1,000円などあります。

9款消防費4億7,290万7,000円は、利根沼田広域消防運営費負担事業費3億2,114万4,000円が主なものであります。

10款教育費は18億3,059万1,000円で、小中学校施設整備充実事業等の教育総務費3億3,484万2,000円、高等学校費4億3,610万円、名胡桃城址保存整備事業、矢瀬遺跡保存修復事業等の社会教育費2億3,618万6,000円、月夜野総合グラウンドサッカー場整備等の保健体育費2億7,514万6,000円が主なものであります。

12款公債費21億1,983万円は、町債の元利償還金と一時借入金利子であります。

13款諸支出金346万3,000円の主なものは、土地開発公社に対する利子補給金

等であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、地方交付税49億3,000万円、町税35億円、町債15億5,950万円、国庫支出金9億6,095万8,000円、県支出金9億9,880万9,000円、繰入金5億4,562万5,000円、地方消費税交付金3億円、使用料及び手数料2億4,140万8,000円、分担金及び負担金1億6,586万4,000円などであります。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地財対策等を参考として、また町税等の自主財源については、過去の実績や最近の傾向に基づき算出したところであります。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理、町道整備事業等について、平成28年度以降の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債であります。第2表のとおり、総額は15億5,950万円であります。内訳は臨時財政対策債6億円、過疎債8億3,410万円、合併特例債1億2,540万円であります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第40号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,100万円と決めました。前年度対比2億6,300万円、8.7%の増であります。

歳出の主なものは、2款保険給付費19億3,419万2,000円は、療養諸費16億9,642万円、高額医療費2億2,476万4,000円等であります。

4款後期高齢者支援金等3億8,671万6,000円。

6款介護納付金1億9,322万7,000円は、社会保険診療報酬支払基金への納付金であります。

7款共同事業拠出金6億9,260万3,000円は、市町村間の平準化を図る目的での国保連合会への拠出金であります。

8款保健事業費2,788万4,000円は、医療費の抑制につながる生活習慣病に重点を置いた特定検診及び保健指導、人間ドック検診費助成などであります。

財源となる歳入歳出予算の主なものは、保険税6億6,600万円、国庫支出金7億4,850万6,000円、療養給付交付金1億2,064万2,000円、前期高齢者交付金6億229万5,000円、県支出金1億7,262万4,000円、共同事業交付金6億7,242万9,000円、繰入金1億4,621万3,000円、繰越金1億4,987万2,000円であります。

保険税については、近年の経済状況や国保加入者の減少等の影響により年々減少している状況となっております。また、医療費につきましては、平成26年度においては平成25年度より多少増加傾向で推移しているところあります。国保の広域化等も通常国会に法案が提出される予定でありまして、今後の医療費等の推移などに注視し健全な財政運営に努めてまいります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第41号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,300万円と決めました。前年度比100万円、0.4%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費473万7,000円は、総務管理費153万6,000円、徴収費320万2,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億5,010万5,000円は、保険料負担金1億5,859万1,000円などであります。

財源となります歳入は、後期高齢者医療保険料1億5,858万6,000円、繰入金9,643万2,000円、諸収入798万2,000円、繰越金1,000万円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第42号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,000万円と決めました。前年度対比2億4,000万円、10.5%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,026万3,000円は、総務管理費519万9,000円、徴収費324万4,000円、介護認定審査費2,140万円などあります。

2款保険給付費24億2,019万3,000円は、介護サービス等諸費21億556万8,000円、介護予防サービス等諸費1億6,215万3,000円、特定入所者介護サービス等費1億68万円が主なものであります。

3款地域支援事業費2,562万4,000円は、介護予防事業費1,170万9,000円、包括的支援事業費659万8,000円、任意事業費731万7,000円あります。

財源となる歳入の主なものは、保険料5億1,008万2,000円、国庫支出金6億2,477万5,000円、支払基金交付金6億8,093万2,000円、県支出金3億6,720万4,000円、繰入金3億3,697万2,000円、繰越金974万4,000円あります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

議案第43号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,200万円と決めました。前年度対比9,300万円、9.8%の増となります。

歳出の主なものは、1款総務費5,977万円は、職員人件費及び一般管理費であります。

2款下水道事業費4億7,613万円は、公共下水道費2億3,067万2,000円、特定環境保全公共下水道費5,496万8,000円、流域下水道費1億8,121万3,000円、農業集落排水処理施設費390万5,000円、汚水処理施設費537万2,000円あります。

3款公債費5億510万円は、下水道事業債の元利償還金であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、使用料及び手数料2億2,344万円、繰入金4億6,000万円、町債2億7,570万円あります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

続きまして、議案第44号についてご説明申し上げます。

収益的収入、1款上水道事業収益2億4,894万3,000円の主なものは、水道料金、一般会計の補助金であります。

2款簡易水道事業収益1億9,805万7,000円は、上水道事業収益と同様であります。

収益的支出、1款上水道事業費用2億1,985万7,000円の主なものは、1項営業費用で動力費、総係費の職員人件費、減価償却費となっております。2項営業外費用は、企業債利息及び消費税であります。

2款簡易水道事業費用2億1,314万3,000円は、1項営業費用で水質検査手数料、施設修繕料、動力費の電気料、総係費の職員人件費、減価償却費で、2項営業外費用は、企業債利息であります。

資本的収入、1款上水道事業資本的収入971万9,000円は、一般会計補助金であります。

2款簡易水道事業資本的収入7,828万1,000円は、工事の企業債、県費補助金、一般会計補助金であります。

資本的支出、1款上水道事業資本的支出8,299万6,000円は、1項建設改良費で上ノ平浄水場改修工事等であり、2項は企業債償還金であります。

2款簡易水道事業資本的支出1億7,900万4,000円は、1項建設改良費で大沢須田貝小水道老朽管更新工事及び浄水機購入等であり、2項は企業債償還金であります。

以上が水道会計の概要であります。

以上、6議案について概要を説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（河合生博君）** 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑は簡明にお願いいたします。

まず、議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

次に、議案第41号、平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長（河合生博君） ここで暫時休憩いたします。

（11時48分 休憩）

---

（13時00分 再開）

議長（河合生博君） これより再開いたします。

---

## 日程第29 議案第45号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について

議長（河合生博君） 日程第29、議案第45号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第45号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,879万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億7,453万9,000円とするものであります。

歳出予算の主な内訳ですが、地方の消費喚起と地域経済の好循環を促すため、政府が補

正予算で計上した自治体向けの地方創生交付金の配分に関連する、みなかみ町の地方創生関連事業が主なものとなっております。地方創生交付金は地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2種類がありますが、特にプレミアム付き商品券発行事業、補助金交付事業のような地域消費喚起・生活支援型事業は、緊急経済対策として盛り込まれているものであり、その執行にスピード感が求められているところであります。

2款総務費では、1項総務管理費の増額はみなかみ幸せ創生本部事業1,311万3,000円、たくみの里活性化事業765万2,000円、ユネスコエコパーク調査事業2,408万2,000円の地方創生関連によるものが主なものであります。

3款民生費では、2項児童福祉費4,651万9,000円の増額は、月夜野地区こども園整備事業が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費2,501万7,000円の減額は、予防費1,792万9,000円、環境衛生費2,175万6,000円が主なものであります。2項清掃費1,160万8,000円の減額は、奥利根アメニティパーク管理費が主なものであります。3項水道費5,663万3,000円の減額は、水道事業会計繰出金であります。

6款農林水産業費では、1項農業費1億5,033万3,000円の減額は、経営体育成支援事業1億2,765万6,000円、高畠牧場管理運営事業1,395万1,000円が主なものであります。

7款商工費では、1項商工費4,034万4,000円の増額は、プレミアム付き商品券発行事業補助金交付事業4,000万円が主なものです。2項観光費3,315万8,000円の減額は、諏訪峡遊歩道整備事業3,120万9,000円、観光センター1階管理運営事業2,000万円が主なものです。増額ではインバウンド受け入れ体制整備事業653万4,000円、みなかみ観光会議運営事業621万7,000円であります。

8款土木費では、4項都市計画費1,022万4,000円の減額は、下水道事業特別会計繰出金事業です。

9款消防費では、1項消防費2,027万4,000円の増額は、赤谷川月夜野運動広場ヘリコプター離着陸場整備事業1,547万7,000円が主なものです。

10款教育費では、7項保健体育費100万円の増額は、グラウンドゴルフ場調査研修事業です。

12款公債費、1項公債費2,000万円の減額は、借入予定額の減等に伴うものです。

財源となる歳入予算の主な内訳ですが、町税1億7,040万円の増額は、町民税及び固定資産税が主なものです。

国庫支出金8,112万1,000円の増額は、地域住民生活等緊急支援交付金が主なものです。

県支出金6,976万5,000円の減額は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金5,107万9,000円、緊急雇用創出基金事業補助金1,144万6,000円が主なものです。

繰入金2億9,271万3,000円の減額は、公共施設管理基金繰入金、高畠牧場災害防止等整備基金繰入金が主なものであります。

町債 8,920万円の減額は、過疎対策事業債 3,220万円、合併特例事業債 5,700万円です。

また、平成26年度から27年度への繰越明許は、別表の第2表のとおりであります。関係機関や地元等との調整に不足の日数を要する事業と年度内に事業が完了できないため、総額で14億6,02万3,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正概要であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第45号について質疑ありませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） 42ページなんですけれども、みなかみ観光会議に622万円の支出が予定されているんですけれども、みなかみ観光会議について説明をお願いいたします。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） 原澤議員の質問にお答えいたします。

みなかみ観光会議ですけれども、地方創生先行型の26年度分のメニューの中にありまして、それにつきましては、みなかみ町としましてはいろんな観光施設あるいは観光事業者の情報発信であるとか、そういったものが今のところ乱立しているわけです。それと、各地区にいろんな観光の事業者あるいは団体がありまして、そういったものをこれから一本化していきたいとか、組織化していきたいということでございます。

今回、みなかみビジョン策定委員会の中でも1つの課題としていただいております、情報の発信が乱立しているとか、あるいは観光団体がたくさんあっていろんなところで都合が生じているのではないかと、そういった意見もいただいております。今回、こういったことに時間をかけて組織化していければいいなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

石坂君。

4番（石坂 武君） 25ページの総務費、総務管理費の企画費の中のみなかみ町の幸せ創生本部事業のうちの報酬について細かく教えていただきたいということと、その下の地域振興費になりますけれども、たくみの里活性化事業の関係の報酬と、次のページの委託料の230万円、この点について詳細を教えてくださいと思います。

議長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 石坂議員のご質問の中の最初のみなかみ幸せ創生本部事業の報酬につきまして、説明をさせていただきます。

この報酬につきましては、シティーマネージャー顧問報酬ということで、このシティーマネージャーというのは今回の地方創生の関係で国家公務員、大学の研修者、あるいは民間のシンクタンク等の人材を市町村に派遣して、市町村長の補佐役としてその市町村の創

生関係のお手伝いをしていただく、補佐役をしていただくという制度がありまして、みなかみ町もそこに手を挙げて、今、国立大学の教授が内定している状態であります。その大学教授は非常勤特別職ということで、週に1回あるいは2回の非常勤での勤務になります。その方の報酬ということで、ここに計上させていただいております。

創生のところの報酬につきましては、以上です。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） たくみの里の活性化についてお答えいたします。

まず、報酬ですけれども、たくみの里活性化事業につきましては、活性化を図るためにさまざまな仕掛けあるいは調査、取り組みをしていくところですが、それを専属で担当する事務の非常勤職員ですけれども、それを1人予定しております。現在、町の中に嘱託員の制度がありまして、その制度を活用して1人確保したいということでございます。

それから、委託料ですけれども、やはりその職員だけでは回せないところがございますので、外部のアドバイザー、あるいはシンクタンクを入れてやっていきたいということで、その両方で活性化を図っていきたいということで報酬と委託料を計上しているところでございます。

議長（河合生博君） ほかにございますか。

林君。

6番（林 誠行君） 20ページの寄附金です。ふるさと寄附金の補正前が30万円で補正後が461万円、これの詳細についてと、あと26ページになります。地域づくり費のユネスコエコパークの調査費委託料1,100万円、結構、高額なんですけれども、これについて説明をお願いいたします。

議長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 今、ご質問のありましたふるさと寄附金につきまして説明させていただきます。

当初予算が30万ということで、今回、補正額が461万円となっていて、合計金額で491万のふるさと寄附金が今現在でありました。内訳といたしましては、人数的には14人の方から寄附をいただいております。それから、金額的なものにつきましては、1万円から100万円というふうにそれぞれで寄附金額が違ってきます。

以上です。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） もう一つのユネスコエコパークの委託料についてお答えいたします。

ユネスコエコパークの登録申請については、非常に専門的かつ高度な知識を要するということがございます。なかなか職員だけでは対応できないということで、事務局の支援として日本自然保護協会のほうをお願いをすることになっております。その自然保護協会の

ほうにお支払いする委託料でございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

前田君。

8 番（前田善成君） ちょっと関連みたいになるんですけども、26ページの地域づくり費のユネスコエコパークの中の需用費の修繕料150万円の内容を教えてくださいのと、それと42ページのみなかみ観光会議運営事業の中の委託料のアドバイザー委託料388万8,000円の委託先のことについて教えてください。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） まず、ユネスコエコパークの修繕料でございますが、ユネスコエコパーク登録に向けては、やはり町民に普及啓発活動を図るということが必要になっていきます。また、外部に対してもみなかみ町の自然環境、あるいはその中で営まれる生活ですとか、そういったものを情報発信していくということが必要になってまいります。

そこで今、たくみの里にございます香りの家の横に前のものづくり館というのがあったんですけども、そこを今度は森の恵みと学びの家ということで、ユネスコエコパークの登録に向けた活動と関連する諸活動、あるいは森の恵みを体験できるもの、そういった館に生まれ変わるといって今、準備をしておるところでございます。

それらをやっていくのに当たって、中を大分変えないと、少し修繕をしないとそれらはできないということがございまして、その修繕費ということで計上させていただいております。

以上です。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） お答えいたします。

まだ検討中でして、これから選定していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（河合生博君） 前田君。

8 番（前田善成君） その修繕費のほうなんですけれども、そこで活動する拠点みたいなことで直すということで理解すればいいんですか。それとも、そうではなくて、外から来た人が見て、余りよろしくないなというので改造するという考え方なのか。それを聞きたいです。

あと観光課長に、お金の388万8,000円というのは、誰にお願いするかがわからないのにその金額をどうやってはじいたのか教えてください。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 修繕費のことについてお答えいたします。

やはりPRする拠点にしたいということが一番の理由でございます。

議長（河合生博君） 観光課長。

(観光課長 澤浦厚子君登壇)

観光課長(澤浦厚子君) お答えいたします。失礼しました。

まちづくりビジョン策定委員会のアドバイザーに委託料を参考にさせていただきまして、  
お願いしていきたいと思っております。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

中島議員。

7 番(中島信義君) 本日の議会、本会議が始まる前に全協で話がありましたみなかみ商工会のプレミアム付き商品券についてなんです、私はもともとこれに反対するつもりはありませんけれども、実はこのプレミアム付き商品券について商工会のほうから3月5日に自分のところに届いたのですけれども、このプレミアム付き商品券の内容そのものがそっくり載って、こういう文面がきました。まだ議会で何も審議していないのにこういうものが発行されてきたということは、我々にとっては大変違和感を感じるなど、そんなふうに思います。

万が一、これが否決されたならば、商工会は責任を負うのかどうかもあると思いますけれども、こういうものが過去にもありましたよね。議会で審議しないうちに新聞紙上に出て、次はそういうことに気をつけていきましょうというふうに申し合わせができたと思うんですけれども、今回もこういう形で我々が審議する前に会員の方々にはもう配られているというようなことがありましたので、これはもし経緯がわかったら教えてもらいたいと思います。お願いいたします。

議長(河合生博君) まちづくり交流課長。

(まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇)

まちづくり交流課長(宮崎育雄君) お答えいたします。

今回のプレミアム付き商品券の発行については、まず第一にこの3月中に発売をしたいと。そこから通常ですと6カ月間という有効期間ですので、4月から9月いっぱい、ここで何とか活用していただいて、町内の中にお金を落としてほしいという思いが一番でした。

そこから逆算してまいりますと、もう既に今の段階で事前準備を始めなければいけないということがありまして、商工会のほうについては事前準備という形で対応してくださいということで、私、まちづくり交流課長のほうから商工会事務局に依頼したところがございます。それを受けて、商工会がこういった形で事前準備ということで動いていただいたと。

その文書は私ももっているんですけれども、表現としては予定ということで書かれています。あくまでも予定の中で商工会が準備をするということで認識しているところがございますので、ぜひともそのところをご理解いただきたいと思います。

議長(河合生博君) 中島議員。

7 番(中島信義君) 確かにその内容については理解しないわけではありませんけれども、やはり町の行政を我々はしっかり見ていかなくはならない分野だから、こういう忙しいということから、期間がない、時間がないから、こういう文書がもう町内に出回ってしまったということになると、これは我々が審議しないうちに聞かれたときに答えようがない、そう

いう部分が多分にあるかと思えます。したがって、これは前回と同様、できる限り議会を通してからこういう文書を発行してもらおうような手続があつてしかるべきかなと、そんなふうにあります。

今回はそういう形で、政府から含めて時間がなかったということからそういうのがありましたけれども、これについては結構大勢のところへ文書が渡っていると思えますので、きょう、これで決まれば、それは何らあれはありませんけれども、やはり個人的には全然話し合っていないのにこういう文書がきたということは、もう決まっています出たんだなというふうに解釈せざるを得ないと。先ほど課長は予定と言いましたけれども、予定は予定であくまでもそうですけれども、ぜひともそういうことを斟酌しながら行政を進めていただければと、そのように思えます。

以上です。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 今のご意見を伺いまして、今後はなるべく早く議会のほうにおつなぎするように心がけたいというふうに思えます。

議長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 先ほどの前田議員のご質問でみなかみ町の観光会議のアドバイザーの関係なんですが、地域創生の関係で総合政策と観光と一緒に協議をしているものなので、私のほうから今のアドバイザーの委託料の関係をお答えしたいと思います。これにつきましては、マーケティングあるいは定点観測を行ったりとか、観光PRのあり方、そういうものを含めたアドバイスをいただくような、そういった委託を考えているものでございまして、大体月に30万円ぐらいで、それを1年間、12カ月、それでこの金額を考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

鈴木君。

3番（鈴木初夫君） 45ページ、消防費の中の一番下にあります赤谷川月夜野運動広場ヘリコプター離着陸場整備事業、これは赤谷川のどの辺かということと、またどのような災害を想定したときに、この河川敷内にヘリコプターの離着陸場をつくるのかお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

赤谷川月夜野運動公園の場所でございます、これにつきましては現在、砂利敷きの駐車場になっているところでございます。現在も緊急時、臨時のドクターヘリやら、また消防ヘリが離着陸をしております。

いろんな苦情もございまして、砂利や粉じん等の飛散防止のために何かしてくれよとい

うような話もございましたり、駐車場としてきちんと整備していただきたいというような意見もございまして、今回、消防庁の消防防災施設整備費補助金というのが利用できるということで、前々からこの補助金は申請していたんですけどもなかなかつかないということで、急遽、今回、補正がつくようになりましたので、この補正によって整備をしていきたいということで考えております。

整備内容でございますが、面積が約4,800平米ほどございます。それをアスファルト舗装にしましてヘリポートマークを2カ所と、あと駐車場の区画線等を入れまして整備をしていきたいと考えております。想定されるものについては、先ほども言いましたけれども、緊急時の防災ヘリやらドクターヘリ、林野火災等の活動拠点として整備していきたいと考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

中島議員。

7番（中島信義君） このヘリポートになると、通常は駐車場とかそういう形ではそこは使えないということで、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 通常は駐車場として、そこも河川敷ですので、ふれあい広場というような形で県からお借りしておりますので、通常は駐車場として使えます。

以上です。

議長（河合生博君） 林議員。

12番（林喜美雄君） ページで言いますと44、道の駅の調査研究事業、委託料として150万ですけれども、町内には3つの道の駅がありますけれども、具体的にどういう調査をして、どういう方向を目指そうとしているのか。昨今、道の駅というと、川場の駅に名前をとられてしまっていますけれども、散在しているそれらをどのように考えて、どのような調査をするのか、お聞かせ願います。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） 林議員のご質問にお答えいたします。

既存の施設は3カ所あります。現在、それぞれ利用されておるわけですが、その施設等は古くなっている場合もありますので、リニューアル及び新規施設をつくったほうがいいのか、そういったことも含めて観光客に対するサービス向上を図るためには、今、観光客の取り合い等で田園プラザがかなりにぎわっております。そういったところからも少しでもこちらのほうに観光客を持ってくるようにするためには、どういった形が一番いいのか、そういうことも含めて現在の施設について細かく分析して、どういうふうなものを、どういうふうにつくっていけばお客さんと呼べるのかと、結構専門的なそういった調査を分析して、その部分のリニューアルをしたほうがいいのか、新しいもので整備を進めたほうがいいのか、そういった全てを含めて検討委員会等をつくって検討していくということで

す。それで委託等も専門家による経験している業者等にお願いをしていくという考えであります。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

高橋議員。

14番（高橋市郎君） 39ページの農業振興費の経営体育成支援事業費の1億2,000万円の減額、これについてどういう要因からそういうふうになっているかという点が1点。

もう1点は、43ページの観光センター費、2,000万円の減額があります。1階部分のリニューアルの関係だと思わすけれども、やめたということではなくて違う展開を想定しての話だというふうに見えるんですけれども、その辺についての説明をいただきたいと思ひます。

この2点についてお願いいたします。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

1億2,000万円ほど減額になったわけですけれども、当初積算させていただいて、あのとき追加提案で補正予算をいただいたわけなんですけれども、積算の概略調査をしたとき約380棟ほど対象施設がございました。その後詳細調査、これは役場の職員各課にご協力をお願いして1週間ほどで仕上げたわけなんですけれども、その結果、実際には農業用として使われていない施設、要するに物置として使っていたもの、あるいは車庫に使っていたもの、こういったものは支援の対象になりませんので、まず対処外とされました。

それから、復旧を急がなければならないということで、あり材といいますか、古材、それを譲っていただいて復旧を済ませてしまった。こういったものも補助対象にならない。

それと、補助の要件として約10年間、営農継続してくださいというものが求められましたので、その辺で若干そこまでできるかという不安のある方は、そこで辞退された人もいました。

最終的には、国庫補助対象が48件、町の単独が31件ということでございましたので、この間、約1億2,000万円ほど減額が生じたということでございます。

以上です。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） 観光センターの1階部分の改修につきましてお答えさせていただきます。

26年度で観光センターの1階部分を改修いたしまして、観光課が下がるというような予定で予算をつけていただいたわけなんですけれども、実際に1階の部分を調査いたしましたところ、観光センターが開所して以来、天井であるとか、床であるとか、あと電気の配線であるとか、そういったところがそのまま継続で使用されてきておりました。

それから、もともと店舗で活用されていたために、事務室仕様にはなかなかないというようなことがありました。

それから、やはり長年、店舗として入居されていた方々との連絡の調整であるとか、そういったことを含めまして一度改修した後に、またさらに改修をしなければならないというようなことがないように、今回、予算をお返しいたしまして、この27年度の1年間をかけて利用の方法であるとか、あるいは改修の方法を再度検討させていただきたいと思ひまして、今回はお返しするという判断をしたわけなんです。よろしくお願ひいたします。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

小林議員。

5 番（小林 洋君） 同じく観光施設費で43ページの諏訪峡整備の関係なんですけれども、この辺のお金の取り消しと、今後、諏訪峡をどんなふうにご利用していくかというお考えがあればお伺ひしたいので、よろしくお願ひいたします。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） 小林議員の質問にお答えいたします。

昨年、議員にも現地を視察していただいたわけなんですけれども、工事をするというところでいろんな調査をしてきた中で河川区域内に一部が該当いたしまして、実際に全面的な工事が難しくなったということで今回、工事を執行しないという決断をしたわけなんですけれども、今後は傷んでいる部分を改修させていただいて、それから河川に含まれている部分がありますので、増水であるとか、そういったときの事故とか、そういったことも考えられる状況にあります。

ですので、これからまた利用の方法については、皆さんと協議をしていく中で、できるだけ期待に応えられるような活用をしていければというふうに思っております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

高橋議員。

1 番（高橋久美子君） 25ページのみなかみ創生本部事業のところ、報償のところ、総合戦略策定委員等の謝礼ということで書いてあるんですけれども、この総合戦略策定委員という方は、どのような方になっているのか教えていただきたい。

それとあと、プレミアム付き商品券の件でこの資料をいただいたんですけれども、その中で子育て世帯及び65歳以上の方を対象にして28日に優先販売もする予定なんですということで書かれているんですけれども、この優先販売に関しては特に枠というか、そういうのは設けてあるのかどうか。

それからあと、商品券の額面なんですけれども、1,000円つづりなのか、500円つづりなのか、その3点をお聞かせください。

以上です。

議長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、最初にありました創生本部事業の中での総合戦略策定委員につきましてなんです

が、まだ委員というものの組織ができておりません。今後、これから構成していくような形になりますが、この地方創生の関係は今いわれているものが、産官学金労というようなメンバーでいろいろ検討しなさいというような国からのお話もございます。

ですから、産業界、行政、大学、あとは地元の金融機関、労働団体とか、当然、町民を含めてなんですけれども、そういった方々、それが全てそのメンバーにできるかどうか分かりませんが、そういった広い視野でものごとが見られるような組織づくりができればいいとは思っております。

以上です。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） プレミアム付き商品券の件についてお答えいたします。

まず、枠でございますが、今のところ28日に、いわゆるぐーちょきパスポートを持っている人たちを対象に先行販売したいというふうに予定しております。これについて枠を設けるか設けないかについては、検討中でございます。ただ、発行枚数が1万6,000セットということでございますので、去年末にやったときに8,000セットという経験もありますので、特に枠を設けなくても大丈夫かなという感触は、関係者は持っているようです。これについては今後よく協議をしたいというふうに思います。

（発言する声あり）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） すみません、1,000円つづりでございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

阿部議員。

9番（阿部賢一君） 35ページの旧衛生センター、大分解体工事が進んでいるんですけども、その減額の理由を教えてください。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

現在、解体工事が進んでおるわけですが、大型テント内の解体作業と建屋解体を同時進行で一応進める予定でございましたが、作業及び周辺環境の安全性を考慮しまして、テント内の作業を終了した時点で建屋地下部分の解体に入る工程となりましたので、建屋地下部分の解体に日数を要するために工期を延長させていただきまして、繰り越しをさせていただいて進めていく予定でございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

高橋議員。

14番（高橋市郎君） 48ページの教育費、保健体育費のグラウンドゴルフ場調査研究事業100万円なんですけれども、グラウンドゴルフ場の希望はよく私も耳にしているんですけども、現状、どのような構想を描いて調査をしようとしているのか。それと、グラウンドゴルフの競技人口というんですか、町うちにどのくらいいらっしゃるのか。その点について

お願いいたします。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えいたします。

グラウンドゴルフ場というものは現在、町内には特定したものではありません。いろんな施設を使っているんですが、その中で社会体育施設としてのグラウンドゴルフ場の候補地、またどういう使い方がいいのかをこの予算で調査をさせていただきたいと考えております。

それと、競技人口なんですが、みなかみ町のグラウンドゴルフ協会の会員数が326名、それと私たちの持っている社会体育施設としての利用している状況で、月夜野地区ですとサッカー場、南部グラウンド、北部グラウンド、新治地区ですと旧入須川小学校の校庭、新治中央運動公園、新治中学校第2グラウンド、水上地区ですと中部コミュニティ多目的施設等を利用しているというのを伺って、その利用者総延べ数ですと大体1万272人という数字まではつかんでおります。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

久保議員。

15番（久保秀雄君） 15番久保です。

32ページなんですけれども、月夜野地区こども園整備事業、負担金、補助金及び交付金で、こども園整備費支援金という形で1億1,000万円、これを出されていますけれども、ことし工事が始まるのかなと、こういうことで考えておりますけれども、工事費とは別なのかなと。支援金と書いてありますので、その意味合いをひとつ教えていただきたいと思います。

それと、もう一つは39ページ、渋尻地区の土地の工事費、工事関係補償費という形でのっております。この事柄についても内容を聞かせていただければと思います。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

今回、支援金という表現をさせてもらいましたんですけれども、実際には工事費の部分を町のほうで支援させていただくという名目で、支援金という形を使わせていただきます。

以上でございます。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

渋尻地区につきましては、国道291の上流側から今現在、水を下流域に取水しているわけなんですけれども、そちらについて整備を求められているところなんですけれども、当初、現状では公団上、青線があるわけなんですけれども、青線の中に整備をしていった場合、当然、県道も横断しなければならないというようなことがありまして、近接の民地

を買収して整備したほうが金額的に安いのではないかなというようにも考えております。まだ関係者と交渉が定まったわけではないんですけれども、そちらのほうがコスト的には安いのかなというふうに考えまして、今回、用地費と補償費を計上させていただいたものです。よろしく願いいたします。

議長（河合生博君） 小林議員。

5 番（小林 洋君） ただいまの捌尻の関係なんですけど、ここは実際に受益者というか、それによつてのメリットを得るといいますか、どのくらいいるのかわかりますか。どのくらいの地権者がいるのか。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

全部調べたわけではないんですけれども、私の記憶では5名くらい水田をつくっている方がいらっしゃると思います。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

林議員。

6 番（林 誠行君） 43ページの猿ヶ京温泉のほうの屋内運動場整備費、ここはまんてん星の反対側の屋内運動場でよろしいのでしょうか。あそこの利用状況というのはどうなのかなど思ったんですけれども、割と使われていないのではないかなという気がしたものですから。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） 林議員の質問にお答えいたします。

場所は民宿街のほうなんですけれども、民宿組合さんのほうに指定管理を出しているところでして、そこは民宿に泊まりにきていただいた方であるとか、あとは中学生とかが屋内の運動場でするのでテニスであるとか野球の子たちが使ったり、あとはテニスをしにこられる方が予約をして使われると。そういったことになっております。よろしく願いいたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

石坂議員。

4 番（石坂 武君） 49ページの教育費、学校給食費の新治の給食センター費の中の修繕が45万円なんですけれども、指定管理の絡みがあるかと思うんですが、その辺はどうなっていますでしょうか。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えいたします。

新治給食センターの修繕は温水器が故障しているために直す修繕料をあげさせていただきました。そして給食センターは調理業務を委託しています。所長は役場の職員がいまし

て、施設の管理修繕は町のほうで全て行っています。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

鈴木議員。

3 番（鈴木初夫君） 関連なんですけれども、42ページのみなかみ観光会議の関係なんですけれども、これは先ほどから答弁の中にビジョン委員会という言葉が出てきているわけなんですけれども、ビジョン委員会というのはまだ結論も出ていないところで、こういうところで予算に計上されているということが理解できないんですけれども、お願いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） このビジョン委員会につきましては、ビジョン委員会として検討いただいています。ビジョン委員会の成果について、答申は昨日、私はいただきました。これは何かというと、広く周りの方々にビジョン委員会の検討結果を広報するというスケジュールが出ていますから、それ以前に答申をいただきたいということで、昨日いただいたところでございます。

ビジョン委員会については、将来方向について検討するわけですから、その中の検討経過で出てきているものを施策の中に入れていくということについては、当然だと思います。つまり、ビジョンの答申が出て、その取捨選択をしてから初めて動き出すということではなく、その中の項目等で活用できるものについては準備を進めていくというふうに考えております。

特に予算等については、今後につながるということなので、幾つかの項目についてはビジョン委員会の検討結果を中間報告の段階でありますけれども、次の施策に入れるという企画は何点かございます。

議長（河合生博君） 鈴木議員。

3 番（鈴木初夫君） 町長はここでビジョン委員会のほうから中間報告で答申をもらったので、ここに予算を計上したということによろしいわけですか。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 中間報告についてはもらっておりますし、それに限らず検討の経過でそれぞれの分野ごとの議論、それを活用したのももでございます。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第30 議案第46号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第48号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第49号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）について

議長（河合生博君） 日程第30、議案第46号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第46号から議案第49号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第46号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,189万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,611万9,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、1款総務費、一般管理費70万2,000円の増額は、高額医療費限度額細分化、70歳から74歳までの一部負担金割合判定方法見直し対応に伴う電算システム改修委託料でございます。運営協議会費1万7,000円の増額は、国保運営協議会の委員報酬であります。

2款保険給付費1,260万9,000円の減額は、一般被保険者にかかわる療養給付費であります。

歳入補正につきましては、1款国民健康保険税2,640万円の減額は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等の国民健康保険税の減に伴うものであります。

8款繰入金1,379万1,000円の増額は、保険基盤安定繰入金であります。

9款繰越金71万9,000円の増額は、前年度余剰金の一部であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容となっております。

次に、議案第47号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,949万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,949万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款総務費483万2,000円の増額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修や介護認定に関する通信費で643万4,000円の増額、及び6期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険運営協議会の開催回数増に伴う委員報酬15万5,000円の増額に対し、介護認定審査会の運営負担金を175万7,000円減額するものであります。

2款保険給付費2,300万円の増額は、介護サービス等諸費と特定入所者介護サービス等費の利用増に対応するためのものであります。

3款地域支援事業費90万円の減額は、通所型介護予防事業における通年型利用者の減による委託料の減額であります。

7款諸支出金1,117万8,000円の増額は、国庫支出金等過年度分返還金500万円の増額と、一般会計からの超過繰り出し分を戻し入れするための繰出金617万8,000円の増額です。

8款予備費861万3,000円の減額は、歳出予算の調整に伴うものであります。

財源となる歳入予算の主な内容は、保険料975万円の増額、国庫支出金437万8,000円の増額、支払基金交付金356万8,000円の減額、県支出金193万4,000円の減額、繰入金150万7,000円の減額、繰越金2,215万4,000円の増額、諸収入22万4,000円の増額となっております。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第48号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,422万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を9億3,457万円とするものであります。

歳出につきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費380万円、及び2項特定環境保全公共下水道費210万円の増額は、維持管理費の増額が主なものとなっております。

3項流域下水道費2,012万9,000円の減額は、建設負担金費2,012万4,000円及び維持管理負担金1,609万5,000円の減額が主なものです。

歳入につきましては、5款繰入金、1項他会計繰入金1,022万4,000円及び7款町債400万円の減額が主なものです。

以上が下水道事業特別会計の補正の概要であります。

次に、議案第49号についてご説明申し上げます。

収益的収入が1,386万3,000円増額し、総額4億7,610万5,000円とするものです。

その主なものは、1款上水道事業費収益で、水道料金の増額であります。

収益的支出は2,071万9,000円増額し、総額4億5,470万1,000円とし、その主なものについては、1款上水道事業費用では動力費、消費税費の増額であります。

資本的収入は3億5,164万6,000円を減額し、総額6,498万8,000円とするものです。

その主なものは、1款上水道事業資本的収入で、国庫補助金及び建設改良等企業債の減額であります。

2款簡易水道事業資本的収入で、国庫補助金及び建設改良等企業債の減額となっております。

資本的支出は3億4,246万5,000円減額し、総額2億196万9,000円とし、その主なものは、1款上水道事業費用で、工事請負費及び委託料の減額であり、2款簡易水道事業費用でも工事請負費及び委託料の減額であります。

以上が水道事業会計の補正概要であります。

議案第46号から第49号まで一括して説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第49号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

### 日程第31 一般質問

通告順序1 10番 林 一 彦 1. 町道合瀬～入須川線林道の整備

議長（河合生博君） 日程第31、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。

本日は1名の方の質問を許可いたします。

10番林一彦君の質問を許可いたします。

林一彦君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 10番林一彦です。

議長より許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をいたします。

質問は町道合瀬～入須川線林道の整備でございます。

みなかみ町は観光と農業、そして林業を基幹とした県内最大の面積を有する町でありま

す。それゆえ多くの交通網が発達しており、高速自動車国道としての関越自動車道、一般国道といたしまして17号線、291号線、県道主要地方道といたしまして4路線、一般都道府県道といたしまして10路線、町道として4,526路線であり、町内延長が1,336.6キロとなっております。そして、町道の舗装率は42.8%であります。この数字につきましては、町政要覧の2012年地域整備課の資料から抜粋しております。

そもそも道路は需要があって開けられたわけでございます。それが時代の流れとともに、その存在価値が変わってきます。しかし、多様な観点から見れば、また違った価値が浮かび上がってくるものであります。

それでは、ここから本題に入ります。

町道合瀬～入須川線です。地元では通称で雨見林道と呼んでおりますけれども、この合入林道、平成5年度に農用地整備公団の利根吾妻地域畜産基地建設事業の一環といたしまして全路線が計画路線とされておりました。しかし、平成11年度にはこれが打ち切り完了となりました。しかし、合瀬大橋につきましては、群馬県の農道事業といたしまして計画し、合瀬大橋を完成させた経緯がございます。

この実態につきましては、橋の先に利根吾妻地域畜産基地建設事業で大規模養鶏場が移転したため、どうしても橋梁が必要だったということでございます。その大規模養鶏場までが舗装道路として整備されております。そこから入須川までの部分は未舗装の林道となっております。林業事務所に聞いたところ、その距離はおよそ10キロということでございます。

この合入林道は観光の観点から見ても重要な道路として整備の必要があると考えます。以前、同士の議員が同種の質問をした際に町長は、現況の林道、これは合瀬～入須川線のことですけれども、もう少し使いやすいもの、あるいは観光の人が入っていくという路線として明らかにして整備する。このことにつきましては手法があると思うので、国有林の中、しかも水源涵養林ということで各種の規制がある中、協議を整える中で観光に利用でき、合瀬からたくみの里方面に抜けられる周遊ルートを検討していきたいと、答弁をいたしました。この水源涵養林という言葉がちょっと難しかったので調べさせていただきましたら、雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林、あるいは水源林ということでございます。

この答弁は平成25年6月定例会のものでございますので、2年近く経過したわけでございますけれども、どのような検討を重ねてきたのか、詳しくお答えいただきたいと思っております。

議 長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただいまご質問のありました合瀬～入須川線、これの点でございます。

経緯等につきましては、今、林一彦議員がご指摘のとおり、農用地整備公団の利根吾妻畜産基地建設事業の一環として計画がなされ、その一部が竣工されたというものであります。今、ご指摘の公団事業を県営事業として引き取り、合瀬大橋を施工するときに担当課長として大変苦労したというのは、そのとおりでございます。事実はそのとおりでござい

ます。

そして、この点について今現在、この道路につきましては、併用林道として国有林野内を抜けて入須川地域につながっているということでございます。この間の検討ということで、国有林野内にある併用林道を町として整備することについて支障がないのかということにつきましては、営林署のほうから町で土地の利用申請を出してもらえれば、町として整備することについて特に支障はないだろうといった協議経過は聞いております。このことについて、事業化として具体的な検討にはまだ入っていないというのが現実でございます。

ひとまず、答弁はそこまでとさせていただきます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 町長の答弁によりますと、土地利用申請を出せば、その林道を使ってもいいということですが、まだ現実的に具体的な動きには入っていないと理解させていただきます。

また、この合瀬～入須川線は、災害時に貴重な迂回路であるという事実がございます。皆様にわかりやすいように言いますと、17号線、こちらのほうから新潟方面に向かっていただくと、猿ヶ京温泉に入ったところに旧の名前で言うとコープシャトウがございます。そこを過ぎたところから、赤谷湖が見えるところに国土交通省の高崎河川国道事務所の電子掲示板がございます。そこには猿ヶ京－三国間、連続雨量150ミリを超えると通行どめと書かれておりまして、そこから約3キロ上ったところの旧国境ドライブイン先に猿ヶ京スノーステーションがございます。そこで連続雨量が150ミリを超えたときに通行どめということで、黄色と黒のバーが国道に横たわって通行どめという形になります。

昔、私は長年、猿ヶ京に住んでいるんですけども、そこが150ミリを超えて通行どめになったという記憶が余りないんですけども、近年、地球的規模の温暖化による影響かもしれませんけれども、ここ数年、何度か通行どめということになりました。で、地域の方に聞いたところ、以前は吹路、永井、合瀬地区の方はすぐ地元住民だということで通過を許可された経緯があったそうです。近年、その区域は法律によって決まっていますので通さないということになりまして、地区住民がそこで足どめをくらって、通行どめが解除するまでそこで待機という事態が何度か起きております。

そのときも、ぜひ何とか交渉してもらって地元の方を家までうまく送れないものかと、町長にお願いした経緯もあるんですけども、そういったときにこの合入林道、これを整備することによって無事に吹路、永井の住民が帰れるということになります。吹路、永井、合瀬地区は約70軒で、200人近くの住民が暮らしております。その人たちがみんな不便を強いられているということで、そのときは学校もあったのでスクールバスも通れないという中で、スノーステーションの駐車場に待機という形の中で、子供たちはこのまま通行どめを解除できなかつたらどうなるんだろうということで、皆さんが不安に思っていたところなんです。こういう災害時の迂回路としての役割も持っているということです。

しかしながら、現在は未舗装の林道部分は狭く、軽トラが通るのがやっとという形の中

で、ぜひ災害時ということも鑑み、整備が必要と考えますけれども、町長の見解をお聞きいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま国道17号の交通どめに伴う、言ってみれば制度的な国のほうの、今いろいろとご説明がありましたように、従前、ある程度通っていたやつが今は全く通してもらえないというようなことについては、この間もさまざまな議論をさせてもらっているところですが、物理的な安全度の話で申し上げますと、現地の状況についてはよくご存じのとおり、現在、併用林道として合瀬地区から入須川地区につながっているわけですが、非常時に避難路として機能させるということで考えますと、山地を抜ける比較的急峻な地形を通る通路でありまして、地域が孤立するような災害時には、この道路自体の斜面崩壊あるいは道路崩壊、こういうものが発生する可能性が非常に高い、あるいはそういうことが予測されるということですから、防災上の避難路として、言ってみれば国道17号よりも安全性を確保するといったような利用の仕方というのは、現実的に不可能なんだろうというふうに思うところであります。

そしてまた、国道17号の交通規制についてどう進めるかと。これはこれでまた引き続き国土交通省と調整していきたいというふうに思っております。一言で申し上げますと、今、ご指摘のありました併用林道を整備しても、避難路として災害時に利用するという目的には、なかなか合致する道路等に整備しにくいのかなというのが率直なところでございます。

議長（河合生博君） 林議員。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 今回の町長の答弁に対してちょっと異論があるんですが、150ミリの連続雨量で通行どめになったときに、そのの猿ヶ京スノーステーションのところにお知らせということで書いてあります。この付近12キロにわたり落石、がけ崩れのおそれのある区間です。したがって、通行の皆様の安全を期すため、下記の気象になると通行どめを行います。連続雨量150ミリということなんですけれども、私は先ほども言ったとおり、長くここに住んでいるんですが、150ミリで通行どめになったときにがけ崩れ、土砂崩れ等の発生を聞いたことがございません。で、冬の雪崩のときもそういった場所は三国峠に近いところに限られておりまして、比較的永井、吹路、合瀬におきましては斜面としては緩い地域に立っております。連続150ミリの雨で通行どめになったときに、合瀬～入須川線の合入林道につきましてはそんなに雨量が多くないと聞いております。

その中で、そこを迂回路とすることに関しましては、まだ調査の猶予があるのではないかと。町長の判断でその林道自体が崩壊するのではないかとすることは、町長の思い込みかもしれませんのでぜひそこを調査していただいて、時間的にどのくらいかかっても結構なんですけれども、ぜひその合入林道、合瀬～入須川線、これを観光に、またそして防災にという形の重要道として整備していただくことを希望させていただきたいと思っております。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま若干議論がすれ違っているところがあるかと思っております。国道の管理で、国道は非常に安全に管理をしていると。これについては国土交通省、全国のどこか

は忘れまじけれども土砂崩れ等の災害があつて、それから極めて固く管理しているということは聞いております。そのことと、物理的に多少弱くても町が管理する道路を町の責任で通すと。これは判断としてはあるんだと思いますけれども、今のご指摘のあつた林道が17号の代替になるというレベルの整備というのはなかなか考えにくいだろうということを申し上げたところでございます。

また、観光についてのご指摘がありました。もともとあの道路は先ほどお話がありましたように、利根吾妻畜産基地建設の一環として畜産基地の幹線道路として計画されたものです。そういう意味で言うと入須川に高島牧場があつたわけでございますけれども、現在、高島牧場については放牧として使用されないということで閉鎖され、土地所有者への返還作業が進んでいるという段階ですから、従前に比べて畜産基地の整備という視点からになると、道路の意義は低下しているだろうと言わざるを得ないというふうに思っております。

しかし、一度中止になつたから事業はもうできないんだということではないというふうに思っております。余分なことを言うようですけれども、昭和の時に計画されながら諸般の状況によりごく一部の整備にとどまつていたという都市計画道路もありますけれども、みなかみ町新設後、相当程度の経費をかけて計画的に着手し、今後も整備は残っておりますけれども、相当めどが立つてきたというようなこともあります。したがって、一度計画されて、それがとまつたから絶対スタートできないんだということではないというふうに思っております。

今、ご指摘にもありました現況の観光客の通行という意味では少ないと思つてはおりますけれども、先ほど補正予算の中でご質問いただき審議もさせていただきましたけれども、新たな視点からたくみの里が注目されていると。再活性化をどうするのかという議論はこれで行つておりますし、また長期ビジョン、これはよく伝わっているところですが、エコパークを展開していこうではないかということがあります。エコパークのよさというのは、エコツーリズムの谷川岳と若干違つて、町全域をその対象地域として保全地域、中間地域、あるいは開発地域というふうに仕分けしていこうということですから、これは町全体に位置づけをすることになります。

そういう中で、今言われた地域は中間地域というようなことになろうかと思つてはおりますけれども、環境を守りながら地域の活力を活用して地域の資源を使っていくというような整備の方法なり、今後の展開方法というものもあるんだと思つてはおります。そういう意味で、少し幅を広げた検討を進めていってはどうかなと思つてはおりますし、これらのことについては何にも増して地域の方々の意向合意と、それに対する町全体としての町民の理解というのが大事だと思つてはおります。徐々に検討を始めていいのかなというふうに思つてはおります。多様な視点からどのような水準の整備があり得るのか、そしてそのことがどれだけの効果があるのか、そういう検討から始めていきたいというふうに思つてはいるところでございます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 町長から、これから検討を進めていくという答弁をいただいて、ほつとしているところでございます。

先ほどの質問の中の通行どめのときに不便を強いられているという中で、町長独自でそれを少し調整に入っていくというようなお話を聞いたところで、それに関して関連で質問させていただきますけれども、この質問をするに当たって永井、吹路、合瀬の地域の人から言われたことがございます。それは通行どめ区間の見直しということです。

猿ヶ京スノーステーションで通行どめになるということは、先ほど申しましたとおりでございますけれども、不便を強いられている永井区は39戸、100名、吹路は27戸、84名でありまして、計66戸、184名にも及んでおります。最近になって豪雪ですとか、集中豪雨などで通行どめが多発してきたという中で、以前は通してもらっていたけれども、今は通れないんだという話の中で、実はこの猿ヶ京ステーションのところで交通どめをするのはおかしいのではないかという話があります。

で、あそこは広がっていてスノーステーションで常勤している人もいるということで、何か今から考えると後から150ミリの雨が降ったら危ない区域だということところが、あそこの猿ヶ京まで書いたように思われる節も随分ございまして、先ほど話したように吹路、永井につきましては、斜面の比較的緩いところに家屋が集中しております。それから考えますと、猿ヶ京スノーステーションではなく、永井のトラックステーションのところで通行どめをするのが適当ではないかというお話を皆さんから聞かされました。

そうすると、そこで通行どめにしてもトラックステーションの駐車場で待機もできますし、そこ的小屋で常駐の人が詰めることも、またそこで駐車している人のトイレ休憩等もそこでできるということであれば、そこで通行どめという区域にしていただければ全部丸くおさまるんだけれどもなというようなお話を頂戴しております。

実は一番困ったのがみんな地区の方で、生まれて初めて通行どめで家へ戻れないという体験をした中で、じいちゃん一人だけ残っていて、私たちは会社から帰ってくるので、おじいちゃんが心配だと。ここから歩いていくのかというようなお話もありましたし、子供を風呂に入れなければならないんだよとか、あしたの学校の子の準備だとか、着替えだとか、お金だとかをどうするんだというようなところで、本当に困っております。もう通行どめを予測して出かけたわけではございませんので、何の手立てもできないというところが実際のところだと思います。そういったところも鑑みて、地区の方の要望ということなんでしょうか、通行どめの場所の見直しについて、町長はどう思われるでしょうか。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 前回、通行どめになりましたときに林一彦議員が現場におられたということも承知しております。その現場に役場の職員も行ってございました。そして、国土交通省と地元の方だけでも緊急車両的に扱えないかという折衝をやって、一部可能であったというようなこともあります。

その後の話は何度か国土交通省の高崎河川国道事務所と話をしておりますけれども、外形的に非常に今ご指摘のありました猿ヶ京のステーションと法律で規定されているという言い方で、法律ではなくてその下の規則だろうと私は議論しましたがけれども、確認はしておりますが、いずれにしてもそのポイントを変える手続は非常に難しいと。

ただし、そのことについては実際に150ミリなり、それに準ずるような130ミリだ

とか、そういうものが起きたときに斜面等の崩壊がないとか、あるいは逆に一定の整備を入れるといったようなことで幾らも変更があり得るということなので、これについては今ご提言のありました永井のほうにもあげていくといったようなことについて、こちらも意識しておりますし、国土交通省のほうも意識してくれているというふうに思っております。

これらについては解除、あるいはとめる場所を変更するというための手続なり、実績が必要だということで、これについてもそっちの方向で進めてもらうようお願いしているところでもあります。

議長（河合生博君） 林一彦君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） そのように進んでいるというお話をお聞きいたしまして、ほっとしているところでもあります。

先ほどのスノーステーションのお知らせの中で、通行の皆様の安全を期すためにということもございますが、地域の人たちが安心して暮らす権利がございますので、そういったところも鑑みて早急なというか、確実な実現を期するところでもあります。先ほどの合入林道にしる、この通行どめの見直しにしる、地域の方々が本当に困っていることでございますので、前向きに進んで早期実現できるように期待いたしまして、本日の一般質問をお聞きとさせていただきます。

議長（河合生博君） これにて、10番林一彦君の質問を終わります。

以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

---

散 会

議長（河合生博君） あすは午前9時より本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（14時27分 散会）